

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

昨年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年7月1日に施行された。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府は、この3年間で集中的に利用拡大を図るとしているが、導入促進に向けての環境整備は不十分である。

導入に当たっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラーの円滑な設置が可能となるよう、農地法の問題などの環境整備、更に家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられる。また、小水力発電導入時の手続の簡素化・迅速化なども求められている。

日本の再生可能エネルギーの利用は、水力発電を除いた実績（2005年環境省）で、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国と比べて遅れており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっている。

については、国におかれては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、次の事項について、十分な環境整備を図るよう、強く要望する。

- 1 投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。
- 2 買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること。
- 3 再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに、進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	平 田 健 二 殿
内閣総理大臣	野 田 佳 彦 殿
総務大臣	川 端 達 夫 殿
財務大臣	安 住 淳 殿
農林水産大臣	郡 司 彰 殿
経済産業大臣	枝 野 幸 男 殿
環境大臣	細 野 豪 志 殿
内閣官房長官	藤 村 修 殿

京都府議会議長 近 藤 永太郎